

「マイナンバー制度における独自利用事務の選定等」について（案）

1 概 要

マイナンバー制度は、平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）に基づき、全ての国民に対して付番されるマイナンバーを利用することにより、対象者の正確かつ迅速な特定が可能となり、複数の機関との迅速な情報連携、添付書類の省略による行政手続の簡素化などを通じて住民サービスの向上や行政運営の効率化を図るもので、平成27年10月から開始されるマイナンバー通知を皮切りに、マイナンバーの利用、マイナンバーカードの交付、国の機関間での情報連携、地方公共団体との連携などが順次実施される予定となっています。

このマイナンバーの利用には、個人情報保護の観点から、厳格な規制がかけられており、地方公共団体が、利便性の向上等を図るため、番号法で定められている社会保障・税・災害対策分野の事務（以下「法定事務」という。）以外でマイナンバーを独自に利用する事務（以下「独自事務」という。）を追加する場合や市役所内で情報のやり取りをする場合には、条例に定める必要があります。

【マイナンバーの利用に関する条例整備の項目】

項 目		法定事務	独自事務
マイナンバーの利用		条例規定の必要なし	条例に規定 ① 次頁の独自事務
マイナンバーを利用する個人情報（特定個人情報）の連携	庁内連携 同一執行機関内	条例に規定 ② 【例】（市長部局⇒市長部局） 生活保護に関する事務を処理するために地方税の情報を利用する場合	条例に規定 ② 【例】（市長部局⇒市長部局） 母子父子福祉手当の支給に関する事務を処理するために地方税の情報を利用する場合
	異なる執行機関間	条例に規定 ③ 【例】（市長部局⇒教育委員会） 高等学校等就学支援金の支給に関する事務を処理するために地方税の情報を利用する場合	条例に規定 ③ 【例】（市長部局⇒教育委員会） 私立高等学校・専修学校高等課程等の授業料補助に関する事務を処理するために地方税の情報を利用する場合
庁外連携		条例規定の必要なし	条例規定の必要なし

※表内の①～③の番号は、次頁以降の各条例の説明番号に対応しています。

①マイナンバーを利用する独自事務を定める条例（番号法第9条第2項の条例）

本市では、独自事務の検討を進めた結果、法定事務に準じて処理される次の15事務を独自事務として条例に定める方向で検討しています。マイナンバーを利用することにより、所得証明等、従来から申請者が添付していた書類の省略が可能となります。

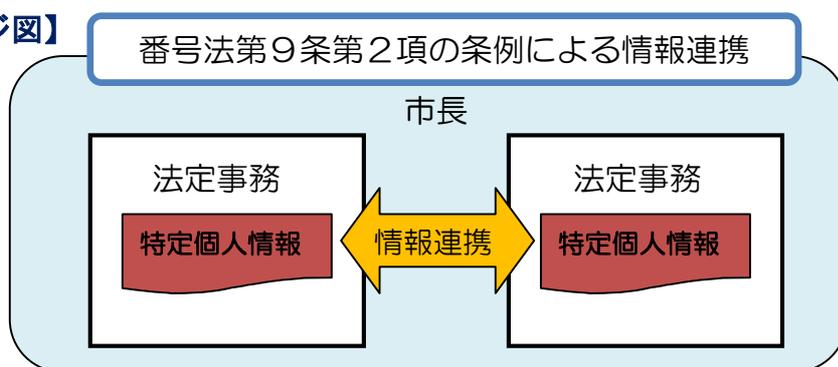
No	担当課	事務の名称	事務の内容
1	国保年金課	後期高齢者福祉医療費の助成に関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律による医療の一部負担金の支払いが困難な高齢者に対して、医療費の一部を助成するもの
2	こども家庭課	母子父子福祉手当の支給に関する事務	母子父子福祉手当の認定に係る審査等を行い、受給資格者に対して、手当を支給するもの
3	こども家庭課	愛知県遺児手当の支給に関する事務	愛知県遺児手当の認定に係る審査等を行い、受給資格者に対して、手当を支給するもの
4	こども家庭課	子ども医療費の助成に関する事務	子どもの保護者に対して、子どもの医療費の一部を助成するもの
5	こども家庭課	母子父子家庭等医療費の助成に関する事務	母子父子家庭等医療費の認定に係る審査等を行い、受給資格者に対して、医療費の一部を助成するもの
6	保育課	私立幼稚園就園奨励費補助金交付事務	私立幼稚園を利用する保護者が負担する保育料を軽減するため、所得に応じ補助を行うもの
7	障害福祉課	地域生活支援事業に関する事務	障害者に対して、障害福祉サービスを提供するもの
8	障害福祉課	愛知県在宅重度障害者手当の支給に関する事務	在宅の重度障害者の認定に係る審査等を行い、受給資格者に対して、手当を支給するもの
9	障害福祉課	障害者医療費の助成に関する事務	心身障害者に対して、医療費の一部を助成するもの
10	障害福祉課	精神障害者医療費の助成に関する事務	精神障害者に対して、医療費の一部を助成するもの
11	こども保健課	小児慢性特定疾病医療費の助成に関する事務	20歳未満の慢性疾病児等に対して、医療費の一部を助成するもの
12	こども保健課	小児慢性特定疾病児童等への日常生活用具の給付に関する事務	20歳未満の慢性疾病児等に対して、日常生活を送るうえで必要な用具を給付するもの
13	こども保健課	育成医療費の助成に関する事務	自立支援医療費の支給を受ける者に対して、医療費の一部を助成するもの
14	教育政策課	私立高等学校・専修学校高等課程等の授業料補助に関する事務	授業料負担者に対して、授業料の一部補助を行うもの
15	債権管理課	市債権の減免等に関する事務	後期高齢者医療保険料、保育所使用料、住宅使用料等に関する事務において、住所や税の調査を行うもの

②マイナンバーを利用する情報を同一の執行機関内で情報連携する事務を定める条例 (番号法第9条第2項の条例)

番号法では、ある法定事務を処理するために、その法定事務の範囲内でマイナンバーを利用することは認められていますが、複数の法定事務をまたがってマイナンバーを利用することはできません。

しかしながら、従来から市で行ってきた情報連携を引き続き行い、マイナンバーを利用して事務を処理する必要がありますので、例えば、生活保護に関する事務を処理するために地方税の情報を利用する場合など、他の法定事務と情報連携して事務処理する場合は、条例に定めることにより可能となります(独自事務を処理するために情報連携する場合も条例に定めます。)

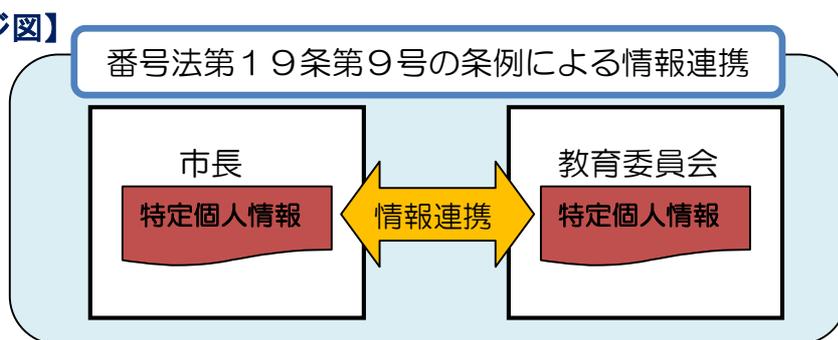
【イメージ図】



③マイナンバーを利用する情報を異なる執行機関間で情報連携する事務を定める条例 (番号法第19条第9号の条例)

同じ市役所内であっても、例えば、法定事務である高等学校等就学支援金の支給に関する事務を処理するために地方税の情報を利用する場合、市長部局と教育委員会との間で情報のやり取りを行います。このように異なる執行機関の間でマイナンバーを利用する情報を連携する場合は、条例に定める必要があります(独自事務を処理するために情報連携する場合も条例に定める必要があります。)

【イメージ図】



2 今後の進め方

マイナンバー制度における独自利用事務の選定等について、パブリックコメントの意見を参考に最終的な案を作成し、1の①から③までの条例をまとめた条例案を9月議会に提案する予定です。